

本日第五部ニ於テ豫算委員板倉卓造君ノ補選選舉ヲ行ヒシニ名取和作君當選セリ

○議長(公爵徳川家正君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、請暇ノ件ニ付御諮リヲ致シマス、荒川文六君一身上ノ都合ニ依リ會期中請暇ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 日程第一、辯護士及び辯護士試補の資格の特例に關する法律案、政府提出、第一讀會、木村司法大臣

辯護士及び辯護士試補の資格の特例に關する法律案

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。
昭和二十一年七月二十三日

内閣總理大臣 吉田 茂
司法大臣 木村篤太郎

辯護士及び辯護士試補の資格の特例に關する法律案

第一條 朝鮮辯護士令による辯護士

たる資格を有する者で辯護士法第十三條第二項に規定する審査委員會の銓衡を経た者は、同法第二條第一項第二號の規定にかかはらず、同法による辯護士たる資格を有する。

第二條 朝鮮辯護士令による辯護士たる資格を有する者で前條に規定する者以外の者及び同令第五十一條の規定による朝鮮辯護士試補たる資格を有する者は、護士法第三條第一項の規定にかかはらず、同法による辯護士試補たる資格を有する。

第一條 昭和二十年八月十五日以後この法律施行の日までの間に廢止され、又は停止された政治的、社會的、思想的若しくは宗教的自由又は言論、著作、印行、集會若しくは結社の自由を制限する法令に違反して、罪を犯した處で、拘禁され、有罪の言渡を受け、懲戒により免官、免職、除名若しくは業務禁止の處分を受け、又は退會の處分を受けた者は、その理由によつては、前二條の場合において辯護士又は辯護士試補たる資格を有しないとするを得ない。

第四條 前三條の規定は、昭和二十

年八月十五日以後に、本州、北海道、四國、九州又は命令で定めるその附屬島嶼へ、これらの地域以外の地域から引き揚げた者に限り、これを適用する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今上程ニナリマシタ辯護士及び辯護士試補の資格の特例に關する法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、朝鮮ニ於キマシテ、朝鮮ノ辯護士令ニ依リ資格ヲ得マシタ辯護士デアリマシテモ、日本ノ辯護士法ニ依ル資格ヲ得マセスト、日本内地ニ於テハ辯護事務ニ従事スルコトガ出来ナイノデアリマス、處ガ各位御承知ノ通り、昨年八月十五日ノ終戰ト共ニ、朝鮮カラ澤山ノ同胞ガ内地ヘ歸還シタノデアリマス、其ノ中ニ朝鮮ノ辯護士令ニ依リマシテ辯護士タル資格ヲ得タル人デ、多年朝鮮ニ於キマシテ辯護事務ニ従事致シマシタ人ガ相當數アルノデアリマス、此ノ人ガ突然内地ヘ歸リマシテモ、内地ノ辯護士ノ資格ガナイ、從ツテ日本デ辯護士ニ従事スルコトガ出来ナイト云フコトニナリマ

スルト、非常ニ此ノ人達ニ苦痛ヲ與ヘルノデアリマス、本法案ハ此ノ人達ヲ救助シヨウト云フ目的デ立案サレタノデアリマス、即チ其ノ内容ニ於キマシテハ朝鮮ノ辯護士令ニ依リマシテ辯護士タルノ資格ヲ得タル人、此ノ人ヲ日本ノ辯護士法ノ資格審査委員會ニ掛ケマシテ、サウシテソコデ適當ナ者ト認メタ人ヲ日本ノ辯護士法ノ辯護士タルノ資格ヲ與ヘムトスルノデアリマス、又此ノ資格審査會ノ議ヲ經ナイ人デアリマシテモ、此ノ人達ニ對シテハ矢張り日本ニ於テノ辯護士試補タルノ資格ヲ與ヘタイ、又朝鮮ニ於テ辯護士試補タル資格ヲ持ツテ居ル人モ同様ニ内地ノ辯護士試補タルノ資格ヲ與ヘタイト云フコトニシタノデアリマス、而シテ是等ノ人達ノ中ニハ政治犯ニ依ツテ處罰サレタ人ガナイトモ限ラナイノデアリマス、サウ云フ人達ニ付テハ、此ノ處罰規定ガ終戰後或ハ廢止サレ、或ハ停止サレタモノデアリマスルト、此ノ審査委員會ニ於テハソレ等ノ人ニ對シテハ不利ナ取扱ヲシナイ、一樣ニ此ノ人達ヲ救ツテヤリタイト云フコトニ内容ヲ決メタノデアリマス、又此ノ法案ハ終戰後内地ヘ引揚ゲタル人ニ適用シタイト云フノデアリマスルカラ、昨年ノ八月十五日以後朝鮮カラ内地、即チ九州

トカ本州、四國、北海道其ノ他ノ島嶼ニ引揚ゲタル人ニ適用致シタイノデアリマス、朝鮮ト申シマシテモ唯朝鮮ダケニ限ツテ居リマセヌド、今申上ゲマシタ内地以外カラ引揚ゲタル朝鮮辯護士令ニ依ツテ資格ヲ得タル辯護士ニ對シテ此ノ法案ヲ適用シタイト、斯ウ云フ趣旨デ出来上ツタノデアリマス、要スルニ此ノ法案ハ朝鮮ノ辯護士令ニ依ツテ辯護士タル資格ヲ得テ、而モ日本ニ於テ辯護士タルノ資格ヲ得ナイ人ヲ救済スルト云フ目的デ出来上ツタノデアリマス、左様御了承ヲ願ヒマス、ドウカ十分御審議ノ上ニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ此ノ機會ニ御願スル次第デアリマス

○子爵戸澤正巳君 只今議題トナリマシタ辯護士及び辯護士試補の資格の特例に關する法律案ハ罹災都市借地借家臨時處理法案外一件ノ特別委員ニ併託サレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公費川家正著) 日程第二、郵便貯金法案の一部を改正する法律案、政府提出、第一讀會、一松逋信大臣

法律案

右

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十一年七月二十三日

内閣總理大臣 吉田 茂

逋信 大臣 一松 逋吉

郵便貯金法等の一部を改正する法律案

第一條 郵便貯金法の一部を次のやうに改正する。

第三條第五項中「五十圓」を「一圓」に、「五十圓」を「一萬圓」に改める。

第二條 簡易生命保險法の一部を次のやうに改正する。

第二條 削除

第四條第一項中「千圓」を「五千圓」に改め、同項但書を削る。

第四條ノ二 被保險者六歳未満ニテ死亡シタルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ保險金額ノ一部ヲ支拂ハサルコトヲ得

第八條及び第二十三條第二項中「一年六月」を「二年」に改める。

第二十六條に左の一項を加へる。

保險契約者貸付金ノ辨濟ヲ爲サスシテ命令ノ定ムル期間ヲ經過シタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付金ノ辨濟ニ代ヘ

保險金額ノ減額ヲ爲スコトヲ得
第二十八條中「保險金額又ハ」を「保險金額」に改め、「還付スヘキ金額」の下に「又ハ保險契約者ニ對スル貸付金額」を加へる。

第二十八條ノ二 政府ハ契約條項ニ關スル命令ヲ變更スル場合ニ於テ簡易生命保險事業ノ經營ノ狀況ニ依リ又ハ事情ノ變更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ簡易生命保險及郵便年金事業委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更ノ際現ニ存スル保險契約ニ付テモ亦將來ニ向テ其ノ變更ノ效力ノ及フモノト爲スコトヲ得

簡易生命保險及郵便年金事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三條 郵便年金法の一部を次のやうに改正する。

第三條中「三千六百圓」を「六千圓」に改める。

第六條ノ二 年金受取人又ハ年金繼續受取人カ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者カ支拂ヲ受クヘキ年

金ニシテ未ダ其ノ支拂ヲ受ケサリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年金受取人又ハ年金繼續受取人ノ遺族ニ之ヲ支拂フ

第八條中「二百五十圓」を「六百圓」に改める。

第十條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第一項の次に左の一項を加へる。

年金支拂ノ事由發生シタル後ハ年金受取人(年金受取人死亡ノ場合ニ在リテハ年金繼續受取人)ハ年金契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第十七條 削除
第十八條中「及前條ノ特別返還金受取人」及び「又ハ特別返還金」を削る。
第十九條第一項を次のやうに改める。

政府ハ年金契約者、年金受取人又ハ年金繼續受取人ノ請求アルトキハ年金契約ノ解除ニ因リ返還スヘキ金額ノ範圍内ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付ヲ爲ス

第二十二條中「特別返還金又ハ」を削り、「返還スヘキ掛金」の下に「又ハ第十九條第一項ノ規定ニ依リ貸付金」を加へる。

第二十二條ノ二 政府ハ契約條項ニ關スル命令ヲ變更スル場合ニ於テ郵便年金事業ノ經營ノ狀況ニ依リ又ハ事情ノ變更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ簡易生命保險及郵便年金事業委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更ノ際現ニ存スル年金契約ニ付テモ亦將來ニ向テ其ノ變更ノ效力ノ及フモノト爲スコトヲ得

第二十三條中「返還金及特別返還金」を「及返還金」に改める。
第二十四條中「返還金受取人又ハ特別返還金受取人」を「又ハ返還金受取人」に改める。

附則
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。但し、第一條の規定は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前の保險契約については、簡易生命保險法第四條ノ二、第八條及び第二十三條第二項の改正規定にかかはらず、なほ従前の規定による。

この法律施行前の年金契約については、郵便年金法第八條、第十七條、第十八條、第二十二條、第二十三條及び第二十四條の改正規定にかかはらず、なほ従前の規定による。

○國務大臣(一松定吉君登壇) 只今議趣トナリマシタル郵便貯金法等の一部を改正する法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、此ノ法律案ハ現下ノ經濟事情ニ對應シ、國民生活ノ安定確保ヲ圖ル目的ニテ郵便貯金ノ最高制限額、最低制限額、簡易生命保險ノ保險金最高制限額及ビ郵便年金ノ年金最高制限額ヲ引上ゲルト共ニ、簡易生命保險事業及ビ郵便年金事業經營ノ適正強化ヲ期スル爲、契約條項ニ關スル命令變更ノ效力ヲ既存ノ契約ニモ及シ得ルコトトスル等郵便貯金法、簡易生命保險法及ビ郵便年金法ノ一部ニ必要ナル改正ヲ行ハムトスルモノゾゴザイマス、今其ノ内容ノ主ナルモノヲ申上ゲマスルナラバ、先ヅ第一條ノ郵便貯金法ノ一部ノ改正デアリマスガ、是ハ最近ノ經濟情勢カラ見マシテ、現在ノ一人ノ郵便貯金ノ最高制限額五千圓ヲ一萬圓ニ、預入最低額五十圓ヲ一圓ニ引上ゲムトスルモノゾゴザイマス、次ニ第二條ノ簡易生命保險法ノ關係ニ於キマシテハ、

ならず、なほ従前の規定による。但し、同法第十九條第一項の規定による貸付については、この限りでない。

○國務大臣(一松定吉君登壇)

只今議趣トナリマシタル郵便貯金法等の一部を改正する法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、此ノ法律案ハ現下ノ經濟事情ニ對應シ、國民生活ノ安定確保ヲ圖ル目的ニテ郵便貯金ノ最高制限額、最低制限額、簡易生命保險ノ保險金最高制限額及ビ郵便年金ノ年金最高制限額ヲ引上ゲルト共ニ、簡易生命保險事業及ビ郵便年金事業經營ノ適正強化ヲ期スル爲、契約條項ニ關スル命令變更ノ效力ヲ既存ノ契約ニモ及シ得ルコトトスル等郵便貯金法、簡易生命保險法及ビ郵便年金法ノ一部ニ必要ナル改正ヲ行ハムトスルモノゾゴザイマス、今其ノ内容ノ主ナルモノヲ申上ゲマスルナラバ、先ヅ第一條ノ郵便貯金法ノ一部ノ改正デアリマスガ、是ハ最近ノ經濟情勢カラ見マシテ、現在ノ一人ノ郵便貯金ノ最高制限額五千圓ヲ一萬圓ニ、預入最低額五十圓ヲ一圓ニ引上ゲムトスルモノゾゴザイマス、次ニ第二條ノ簡易生命保險法ノ關係ニ於キマシテハ、

この法律施行前の年金契約については、郵便年金法第八條、第十七條、第十八條、第二十二條、第二十三條及び第二十四條の改正規定にかかはらず、なほ従前の規定による。

この法律施行前の年金契約については、郵便年金法第八條、第十七條、第十八條、第二十二條、第二十三條及び第二十四條の改正規定にかかはらず、なほ従前の規定による。

この法律施行前の年金契約については、郵便年金法第八條、第十七條、第十八條、第二十二條、第二十三條及び第二十四條の改正規定にかかはらず、なほ従前の規定による。

最近ニ於ケル物價ノ急激ナル昂騰ニ備ヘマシテ、國民生活ノ安定強化ヲ圖リ、制度本來ノ機能ヲ十分ニ發揮セシムル爲、保險金最高制限額ヲ五千圓ニ引上グルト共ニ、此ノ事業ノ政府ノ獨占ヲ廢止致シマシテ、又一面小兒ノ保險的保護ヲ厚ク致シマスル爲ニ、現行ノ小兒ニ關スル保險制度ヲ改正シ、小兒ノ加入シ得ル保險金最高制限額ヲ、成人ノ加入シ得ル保險金最高制限額ト區別スルコトナク、生後直チニ五千圓迄契約ノ出來ルヤウニ致シタノデゴザイマス、尙此ノ簡易生命保險ハ長期ニ亙リ繼續スルモノデゴザイマスカラ、此ノ期間事業經營ノ狀態ニ鑑ミ、且社會情勢ノ推移變遷ニ伴ヒマシテ、從來ノ契約條項ニ關スル命令ヲ變更シテ、之ヲ既存ノ契約ニモ適及セシムル必要ガアリマスノデ、此ノ變更ノ出來ル規定ヲ設ケマシテ、事業經營ノ適正強化ヲ圖ルコトニ致シタノデゴザイマス、是等ノ改正ニ依リマシテ、簡易生命保險制度ハ益々其ノ機能ヲ發揮スルコトトナリ、國民生活ノ安定強化ニ寄與スル所尠ナカラズト確信致シテ居リマス、第三條ノ郵便年金法ノ關係ト致シマシテハ、曩ニ申上ゲマシタ簡易生命保險ノ保險金ノ引上ゲト同様、最近ニ於ケル急激ナル物價ノ昂騰ニ備ヘ、

國民生活ノ安定強化ヲ圖リ、制度本來ノ機能ヲ十分ニ發揮スル爲、年金最高制限額ヲ六千圓ニ引上グルト共ニ、年金ノ差押禁止規定ヲ改正致シマシテ、年額六百圓ヲ超ヘル金額ニ付テノミ之ヲ差押ヘ得ルモノト致シマシタ外、戰死致シマシタ者ニ支拂フベキ特別返還金制度ヲ廢止シタノデゴザイマス、郵便年金契約モ亦長期ニ亙リ契約スベキモノデゴザイマスカラ、簡易生命保險ノ場合ノ如ク、從來ノ契約條項ニ關スル命令ヲ變更シテ、之ヲ既存ノ契約ニモ適及セシムルコトガ出來ルヤウニ致シタノデゴザイマス、是等ノ改正ニ依リマシテ、郵便年金制度ハ益々其ノ機能ヲ發揮スルコトトナリ、國民生活ノ安定強化ニ寄與スル所多シト確信致シテ居ル次第デゴザイマス、以上御説明申上ゲマシタ點ヲ十分御了承賜ハリ、何卒慎重御審議ヲ盡サレ、速カニ御協贊アラムコトヲ切望致ス次第デゴザイマス

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ郵便貯金法等の一部を改正する法律案ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス
○子爵秋田重季君 賛成、
○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス
〔河野書記官朗讀〕
郵便貯金法等の一部を改正する法律案特別委員
公爵島津 忠承君 侯爵淺野 長武君
子爵内藤 政光君 子爵齋藤 齊君
子爵青木 重夫君 長谷川赴夫君
男爵伊藤 一郎君 塩田 團平君
岸本 彦衛君 板木 嘉郎君
伯爵清閑寺良貞君 江口 文雄君
男爵沖 貞男君 男爵中村 徹雄君
木下謙次郎君
○議長(公爵徳川家正君) 日程第三、會計法戰時特例廢止等に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、石橋大藏大臣

會計法戰時特例廢止等に關する法律案
右の政府提出案は本院において可決した因つて議院法第五十四條により送付する
昭和二十一年七月二十三日
衆議院議長 樋貝 詮三
貴族院議長 公爵徳川家正殿
會計法戰時特例廢止等に關する法律案
第一條 會計法戰時特例は、これを廢止する。
第二條 會計法の一部を次のやうに改正する。
第十一條中「翌年度ニ互ル契約」を「國庫ノ負擔ト爲ルヘキ契約」に改める。
第二十一條但書を削る。
第二十七條中「年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノ」の下に「並補助ノ目的タル事業ノ進捗運延其ノ他避クヘカラサル事故ノ爲年度内ニ補助費ノ支出ヲ終ルコト能ハサリシモノ」を加へる。
附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。
舊法第二條の規定は、この法律施行前に生じた死亡失毀損に關しては、この法律施行後においても、なほその效力を有する。
舊法第三條第二項の規定は、同條第一項の規定により現金又は物品の出納保管を掌つた者の責任に關しては、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

舊法第四條の規定は、昭和二十年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務の完結に關しては、この法律施行後においても、なほその效力を有する。
舊法第八條の規定は、昭和十九年度若しくは同二十年度の歳入歳出の決算、臨時軍費特別會計の歳入歳出の決算又は附則第六項若しくは昭和二十一年勅令第十號第三條第二項の規定により歳入金若しくは歳出金を組み入れ整理した決算の様式に關しては、この法律施行後においても、なほその效力を有する。
舊法第九條の規定は、昭和十八年度乃至同二十年度所屬の歳入金又は歳出金で避けられぬ事故のため同に規定する期限までにその金額が明しなかつたものについては、この法律施行後においても、なほその效力を有する。
〔國務大臣石橋湛山君發壇〕
○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題トナリマシタ會計法戰時特例廢止等に關する法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、會計法戰時特例ハ、戰時中ノ緊要ナル需要ニ應ジマスル爲ニ、會計法ニ對シテ特例ヲ開キマシテ、以テ會計

經理上戰時ノ實情ニ即スル措置ヲ執リ
▼ス趣意ノ下ニ、昭和十七年二月制定
致サレタモノデゴザイマス、而シテ其
ノ後戰局ノ推移ニ伴ヒマシテ、數回其
ノ改正ヲ致シテ參ツタノデゴザイマス
ガ、終戦後ノ今日ニ於キマシテハ、其
ノ制定ノ理由及ビ其ノ性質カラ致シマ
シテ、之ヲ廢止スルノガ適當デアルト
考ヘタ次第デゴザイマス、併シナガラ
此ノ法律ノ中ニハ今後ノ經濟事情及ビ
社會事情等カラ考ヘマシテ、尙存置致
シテ適用スルノガ適當デアルト認メラ
レマス二三ノ條項ガゴザイマス、故ニ
今回會計法ノ一部ヲ改正致シマシテ、
是等ノ條項ニ定メテゴザイマス制度ヲ
實質的ニ存置致シタイト考ヘテ居ル次
第デゴザイマス、以上ノ理由ニ依リマシ
テ、此ノ法律案ヲ提出致シタ次第デゴ
ザイマスノデ、何卒御審議ノ上速カニ
御協賛ヲ賜ラムコトヲ御願ヒ致ス次第
デアリマス

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致
サセマス
〔河野書記官朗讀〕
會計法戰時特例廢止に關する法律案
特別委員
侯爵四條 陸德君 侯爵佐竹 義榮君
子爵黒田 長敬君 子爵松平 親義君
男爵園田 武彦君 男爵多久龍三郎君
男爵古市 六三君 黒田 英雄君
奥村 嘉藏君 松本勝太郎君
板谷 順助君 伯爵金子 武麿君
子爵日野西資忠君 吳 文炳君
田島 道治君

○議長(公爵徳川家正君) 日程第四、
金融緊急措置令、日程第五、日本銀行
券預入令、日程第六、昭和二十一年勅
令第九十號、日程第七、臨時財産調査
令、日程第八、昭和二十一年勅令第百
二十八號、日程第九、昭和二十一年勅
令第百一十一條、日程第十、昭和二十
一年勅令第百二十七號、日程第十一、昭
和二十一年勅令第百五十九號、日程第
十二、昭和二十一年勅令第百七十九
號、日程第十三、昭和二十一年勅令第
百八十號、日程第十四、昭和二十一年勅
令第百四十一號、日程第十五、昭和
二十一年勅令第百四十二號、承諾ヲ

求ムル件、衆議院送付、會議、委員長
報告、是等十二件ヲ一括シテ議題ト爲
スコトニ御異議ゴザイマセマカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
ト認メマス、委員長周布男爵
金融緊急措置令
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

臨時財産調査令
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年勅令第百二十八號
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年勅令第百一十一號
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年勅令第百二十七號
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年勅令第百五十九號
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年勅令第百七十九號
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年勅令第百八十號
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年勅令第百四十一號
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年勅令第百四十二號
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 男爵周布 兼道
貴族院議長公爵徳川家正殿

昭和二十一年勅令第百四十二號
承諾ヲ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

昭和二十一年勅令第百四十二號
承諾ヲ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

昭和二十一年勅令第百四十二號
承諾ヲ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

昭和二十一年勅令第百四十二號
承諾ヲ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

昭和二十一年勅令第百四十二號
承諾ヲ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

昭和二十一年勅令第百四十二號
承諾ヲ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

シタ金融緊急措置令外十一件ニ關スル特別委員會ノ審査ノ經過並ニ結果ニ付テ御報告申上ゲマス、委員會ハ去ル十一日ヨリ二十三日迄七回ニ互リ開會ヲ致シマシテ、慎重審議ノ結果全部承諾ヲ與フベキモノト決シタノデアリマス、提案理由ハ曩ニ本議場ニ於テ大藏大臣ヨリ御聽キデゾイマシタカラ、更ニ申上ゲルコトヲ省略致シマス、委員會ハ十三日ヨリ暫疑ニ入りマシテ、法案多數ノ爲メ範圍ニ自リ質問應答ガゴザイマシタガ、主トシテ金融緊急措置令、臨時財産調査令ニ集中サレタノデゴザイマス、先ツ第一、一委員カラ、今日産業再建ノ最大障礙ハ金融ノ梗塞ニアルト思フ、又自由ニ新圓ノ入ル方面ト供給生活者ハ不均衡デアルガ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ社會ノ一部ノ層ニ氾濫シテ居ルガ、之ヲ正常ナル「ルート」ニ戻ス方法ハナイカ、又第二回ノ封鎖ノ虞アルコトガ新圓ノ退藏ニナツテ居ルト思フガ如何、之ニ對シテ大藏大臣ハ、産業金融ニ付テハ御指摘ノ困難ヲ認メルガ、整理ヲ必要ト認メルモノハ整理シ、國家ノ必要トスル方面ニハ十分ニ資金ヲ貸出シテ行ク方針ヲ執ツテ貸出ノ充實ヲ圖リタイト思フ、尙近ク特別ノ復興金融機關ヲ設ケルコトニナツテ居ル、又生活費モ改善シ、電氣、瓦斯代、學費等モ封鎖カラ出セルヤウニシタガ、本來自然デアリ、不都合デモアルカラ、サウ速クナイ時期ニ改メルコトガ出來ルト

思フ、一部ニハ過剩購買力ヲ持ツ故一時ニ行フコトハドウカト考ヘル、部分的ニ改善シテ課税アル、事業資金ノ貸出シノ狙ヒモ、新圓ノ獲得ト封鎖ノ引出シノ不當ヲ是正シタノデアアル、又新圓ノ吸收ハ財産税ト脱ミ合セ、又税ニ依ル調節ヲ行ヒ、農村方面ノ所得税ヲ増大シ、關商商人ニ對シテモヤツテ行キタイ、割増貯金モ、地方デモヤレルヤウニシタイト思フ、又寶藏等ノ色々ノ方法ヲ吸收ニルトノコトデアリマシタ、一委員カラ政府ニ對シ、金融緊急措置令ニ付根本ノ點ヲ伺ヒタイ、現在國民ハ之ヲ通貨ノ上ニ限ツテ居ルヤウニ考ヘテ居ルガ、政府ハ物ノ面ヲモ考慮シテ此ノ勅令ヲ出サレト思フガ、ソレニ對シテ片手落デナク效果モ十分アルヤウニ此ノ勅令ヲ出シタノデアルト云フコトニ付テハツキリ御説明ヲ願ヒタイ、之ニ對シ政府ハ、金融緊急措置令ハ勿論他ノ物ニ對スル對策ト綜合的ナ一貫ヲ成スモノトシテ制定サレタルモノデアツテ、他ノ對策ト伴ツテ適時推進セラレベキ性質ノモノデアツタノデアリガ、色々ノ事情デ何等思フヤウニ行カヌト云フコトハ甚ダ遺憾ニ思フ次第デアアル、尙今後モノノ面ト脱ミ合セテ此ノ邊ハ調整シテ行ク、之ニ依ツテ生産阻害ト云フコトノナイヤウニ努力シテ行キタイト考ヘテ居ルトノコトデアリマシタ、又他ノ委員カラ、毎月新圓トシテ俸給賞銀ノ方面ニ出ル金ハ幾何デアアルカ、新圓ノ回收率

ハドウデアアルカト云フ質問ニ對シテ、政府ヨリ、俸給賞銀ノ他事業費ハ六十何「パーセント」、五月末ノ發行高三百六十三億圓ノ中、金融機關ノ手許ニアルモノヲ除キ農漁村百七十五億圓、配給機關四十一億圓、生産機關六十四億圓、一般消費者五十八億圓、農漁村ノ百七十五億圓ハ大體退藏ノ性質ヲ帶ビ、一般消費者向ノ金モ或程度退藏ノ性質ヲ帶ビテ來タ、以上ノ數字ハ概數ヲ以テ示サレタモノデアリマス、其ノ吸收策ハ第一ニ、通貨ニ對スル信用ヲ回復スルコトガ根本デアリ、差當リハ先日行ツタヤウノ事業資金ニ對スル措置、即チ事業資金ヲ貸出シニ切換、新圓ノ金融機關ニ還流サセル方法、又農商ニ於ケル退藏金ハ都市ニ於ケル工業品ト交換ニ還流サセル、又税ト新圓トノ關係ニ付テハ財産税ノ過去ノ財産ヲ整理スル意味デアアルカラ舊圓或ハ封鎖預金カラ徵收スル、今年ノ所得税ハ舊圓ニ依ラザルヲ得ヌト思フガ、出來ルダケ早ク新圓ニ依ル來年ノ間接税其ノ他ノ税體系ニ於テハ、主トシテ新圓ニ依ルコトニナル、此ノ意味ニ於テ或程度通貨ノ收縮ヲ期待シテ宜イノデハナイカトノコトデアリマシタ、又他ノ委員カラ、封鎖預金ヲ永久封鎖ニスルトノ風説ガアルガト質シマシタノニ對シ、政府ヨリハ、是ハ事業資金ノ引出制限ヲ行ツタ爲ニ出タ噂ト思フガ、事業資金ノ還流ヲ圖ル爲ニ制限ヲ加ヘテ貸出シトシ

タノデアツテ、個人ノ場合ハ性質ガ全ク異ルカラ、サウ云フ必要ハナイト云フコトデアリマシタ、又一委員カラハ、財産調査令ニ依ル三月三日ノ調査時日ヲ變更スル意思ハナイカ、又火災保險ノ特別預金、財産税ノ徵收ノ時期、財産税ノ取り方、財産税賦課ノ對象トナル預金ニ付質問シマシタ處、之ニ對シテ政府ハ國民全體ノ財産トシテハサウ變ツテ居ナイト考ヘル、其ノ後ノ利得ハ所得課税トシテ徵收スルノデ調査時期ヲ變ヘル考ハナイ、併シ是ハ飽ク迄モ政府原案ヲ元トシテノコトデアアル、又保險金ハ一般軍需補償ノ問題ト共ニ只今研究中デ、出來得ル限り優遇シタイガ今ノ處結論ニ達シテ居ナイ、徵收時期ハ財産税法ガ議會ヲ協賛ヲ得テ施行後三箇月後ニ徵收シタイ、財産税トシテハ分類財産税ニ付テ考ヘナイコトモナイガ、財産ノ種類ニ依リ課税ト不公平ヲ生ズルカラ、原則トシテ綜合テ行クベキデハナイカト考ヘル、又賦課ノ對象トシテハ、財産税ノ收入ヲ見込シタ時ニハ、全國民財産ノ四千數百億圓ヲ考ヘテ居ツタガ、其ノ後物價騰貴等ニ依リ現在デハ大體五千七八百億圓ト計算ラシテ居ル、申告濟ノ中、銀行預金ハ郵便貯金ヲ含メテ二千三百億ヲ豫定シテ居ル、申告濟ノ公債、社債、株券中、個人ノ所有ハ千三百數十億足ラズ、株券拂込價格ハ二十年末デ四百四十億中個人所有ハ六割程度、社債三百億中個人所有ハ一割程度、無盡契約、信託預金ハ個人ガ相當

多イ見込デアルトノコトデアリマシタ、又他ノ一委員カラハ、生命保險ノ課税及ビ勤勞所得税ニ付質問シタル處、政府ハ簡易生命保險ハ課税シナイ、他ノ生命保險ハ全部課税スル、保險金千圓以下ノモノハ申告ヲ要シナイガ、課税ヲスルカシナイカハ現在決ツテ居ラス、課税ノ方法ハ拂込保險料ニ三分ノ二乃至七掛程度ノ課税ヲシタイト云フ考ヲ持ツテ居ル、勤勞所得税ハ分類所得税中最モ重要デ、勿論課税シナケレバナラナイガ、其ノ負擔ハ他ノ所得ヨリモ出來ルダケ輕減シタイトノコトデアリマシタ、又委員ヨリ、動産ノ價格等ニ付テ質問致シマシタ處、政府ハ、營業者、事業者ノ動産ハ三月三日ノ申告ニ依ルガ、營業者デナイ一般ノ者ノ動産モ三月三日ノ價格ニ依リタイ、現在ノ處、生活ニ通常必要ナル家具、什器ハ非課税ニシテ居ルガ、其ノ非課税ノ範圍、又非課税ノ超エタ課税財産トドウ云フ風ニシテ行カト云フコトハ只今研究中デアアル、賣買ノ實例ノナイ物、例ハバ祖傳來ノ動産ノ如キモノハ其ノ人ノ主觀的價值ニ依リ申告ラシテ賣ツガ、稅務署ガ如何ニ評價スルカハ目下研究中デアアル、併シ動産ノ評價ニ付テハ保險金額ト云フモノハ有力ナ資料ト認メテ居ル、又財産ノ隱匿トカ不正ノ行爲ニ對シテハ嚴罰主義ヲ以テ臨ム考デアアル、三月三日ノ調査ハ個人法人ノ通ジテ非常ニウマク行ツタト思フ、再調査ハ非常ニ困難ト思フ、又他ノ一委員カラ、財産税ノ擬制資本トノ關係、財産税ノ觀念等ニ付テ

質シタルニ、政府ハ、軍需補償ヲスルカ
ジナイカト云フコトト、財産稅ヲ徵收ス
ルコトトハ當然ノ因果關係ハナイト考
ヘル、併シ財産稅ヲ徵收スルトスレ
バ、軍需補償ガ如何ニナルカト云フコ
トガ前提ニナルト思フ、國ノ富ハ實質
的富ガ非常ニ減少シテ居ル、併シ名目
的ノ預金、名目的ノ財産ハ相當額ニテ
居ルノデ、此ノ不適合ヲ是正スルト云
フ考デアル、財産稅ハ各種ノ財産ヲ合セ
テ超過累進稅率ヲ行クノガ最モ公平ナ
取リ方ト考ヘテ居ル、免稅點ハ三萬圓
トカ五萬圓ニナルノデハナイカト云フ
豫想ヲ持ツテ居ル、擬制資本ノ撤去ト
云ツテモ、是ハ個人ニ付テノ場合デハ
ナク、飽ク迄モ國民經濟上カラノ擬制資
本ノ撤去ト云フコトヲ考ヘテ居ル、又
他ノ一委員カラハ、財産稅ハ物納ヲ認
メルカト質問シタルニ、政府ハ、財産稅
ハ物納ヲ認メテ居ル、物納ノ順序ハ先
ツ國債、不動産、ソレカラ林得デア
ル、併シ流通力ノアル取崩所ニカカツ
テ居ルヤウナ株ハ不動産ヨリ優先シ得
ルモノト思フ、家賃等ノ順位ハ物納ハ
認メルガ後ニナルト思フ、出來得ル限
リ換價シ易イモノヲ取リタイト考ヘテ
居ル、株券ノ評價ハ三月三日ノ時價ニ
依ルカ、ソレ以後ノ時價ニ依ルカ考究
中デアル、何レニシテモ課稅價額ニ依
リ物納ヲ認メルトノ事デアリマシタ、
又一委員カラ、所得稅ノ率ヲ農村
ノ査定ハ苛酷テハナイカト質問致シマ
シタノニ、政府ハ農家ノ査定ハ耕作面

積又作付ノ種類ヲ見テ作付毎ニ計算ヲ
スル、供出物ハ全部供出シタモノハ供
出價格ヲ、供出不足ノ部分ハ他ノ價格
ヲ賣ツテ想像シテ適當ナ價格ヲ課稅シ
テ居ル、農家ノ收入、必要ナ經費ヲ見
ルノニ農事實行組合、町村長等ノ意見
ヲ聞イテ決メ、要スルニ實收入、實
際ノ所得主義ヲヤツテ居ル、サウシナ
ケレバ關ノ助長シ、公平ノ觀念ニ反ス
ルト考ヘルトノコトデアリマシタ、次
ニ一委員ヨリ、遞信運輸兩大臣ニ對シ
テ、從來國營アルガ、今後如何ナル
考テ民主化ノ徹底ヲ期スル積リデア
ルカト云フ質問ガアリマシタ、遞信大臣
ハ國民ノ聲ヲ能ク聞キ、國民ノ爲ノモ
トデアルト云フ立場カラ運營シテ行キ
タイ、又運輸大臣ヨリハ原則トシテハ鐵
道ハ國營デアルベキモノト考ヘルガ、
公共的施設トシテ十分民主的ニ國民ニ
應ヘナケレバナラヌトノコトデアリマ
シタ、又他ノ一委員ヨリ、船舶ノ補償
ニ付質問シマシタ處、政府ハ今後巨
額ナル政府ノ損失補償ヲ續ケテ行クコ
トハ到底出來ナイト云フ見透シヲ持ツ
テ居ル、全然ジナイカドワカモハツキ
リ申上ゲラレナイ、興銀ノ封鎖預金ハ
凍結サレテ居ルガ、他ノ補償ト關聯シ
テ能ク考ヘルガ、現在ノ段階ニ於テ
ハ申上ゲラレナイ、復興金融會社ガ出
來タ時ニハドウスルカニ付テハ、運輸
省ト能ク相談スルトノコトデアリマシ
タ、又一委員ハ、「ソノ聯地區ニ抑留サ
レテ居ル邦人ノ其ノ後ノ狀況ニ付テ質

問ヲ致シマシタル處、政府ハ先ツ第一
ニ、聯合軍ニ於テ非常ナ努力ヲシテ戴
イテ居ル、又此ノ冬ノ現地デ過サナバ
テラヌ多數ノ同胞ニ對スル救濟方法
ハ、現地デハ日本人會ヲ結成シテ種々
盡力シテ居ルガ、ソレニ對シテ政府ト
シテモ關係方面ニ御願ヒシテ色々手ヲ
盡シ、最近一部分ノ曙光ヲ認メ得ルニ
至ツテ居ルトノコトデアリマシタ、又
他ノ委員ヨリ、石炭増産ノ補給金ニ付
テ質問シマシタ處、補給金ハ其ノ時
期ニ依ツテ異ルガ、最近ニ於テハ勞働
者ノ賃銀ノ値上等ヨリドウシテモ「
トシ」當リ二百六十圓乃至二百六十
圓ニシテ與レトノ要望ガアリ、總豫算
ニ依ツテハ不足デアルカラ、追加豫算
トシテ相當額ノ豫算ヲ御願ヒスル積リ
デアル、又是ハ地域ニ依リ、會社ニ依
リ、山ニ依リ、炭質ニ依ツテモ異ルトノ
コトデアリマシタ、最後ニ尙大藏大臣
ノ出席ヲ求メマシテ、價格調整補給金
ニ付テ一向實效ヲ擧ゲテ居ナイノデハ
ナイカトノ質問ガアリマシタ、之ニ對
シテ大藏大臣ハ過去ノ成績ニ付テ八十
分ノ實效ヲ擧ゲテ居ルト申上ゲ兼ネル
コトヲ甚ダ遺憾ニ思フ、之ニ對シテハ
強力ニ改革シタイト思ヒ既ニ石炭ニ付
テハ其ノ方法ヲ講ジテ居ル、其ノ他ノ
生鮮食品等ニ付テモ假ニ補給金ヲ懸
ケルトシテモ、ソレガ效能ガアルヤウ
ニシタイ、現在ノ政府ノ重要ナ問題ト
シテ處理ヲ致ス考デアルトノコトデ
アリマシタ、又緊急勅令ニ依ツテ斯ク

ノ如キ重大ナル問題ヲ多數處理スルコ
トハドウカト云フコトヲ質シマシタ
處、大藏大臣ハ、緊急勅令ノ如キモノ
ヲ以テ重大ナル措置ヲ行フコトハ決シ
テ好マシクナイト云フコトハ何レノ政
府デモ承知シテ居ツタト思フ、況ヤ今
後ニ於テハ無論出來ナイコトニナルコ
トト考ヘテ居ル、實際當時ノ事情トシ
テハ眞ニ已ムヲ得ナカツタトノコトデ
アリマシタ、又新圓ノ偏在ニ付テハ、
預金ニ依リ正直ニ生活ヲシテ居ル者ノ
半面ニ、新圓ヲ退藏シテ、或ハ財産稅
ヲ免ル、目的ナリ、或ハ所得稅ヲ課セ
ラレナイヤウ色々手ヲ退藏シテ居ル
層ニ對シテ何等ノ手ヲ打ズニ置カト
云フコトハ極メテ不公平デアル、是等
ガ社會不安ヲ招クノデハナイカト云フ
質問ニ對シマシタハ、大藏大臣ハ公平
不公平ノ觀點カラ見ルト、サウ云フコ
トニナル、又他ノ方面モアリ、關聯ス
ル所ガ多クイノデ、色々苦心シテ居
ルガ、心ニ留メテ適當ニ處理ヲ致シタイ
トノコトデアリマシタ、斯クシテ前後
七回ニ互リマシテ慎重審議ノ後、一括
シテ討論ニ入りマシタ、一委員カラハ、
金額ハ稀ニ見ル處大ニ支出デアルカ
ラ、後ノ處理ニハ篤ト意ヲ用ヒ萬遺漏
ナキヲ期セラレタイトノ希望ヲ述ベテ
賛意ヲ表シマシタ、又他ノ委員ハ、或
ル物ニ對シテハ低物價政策ヲ維持シナ
ガラ、政府自體ニ於テ煙草、運賃、郵
便料ノ値上等ヲ行フノデ、政府ノ政策
ガ何レニアルカモ分ラヌコトニ國民ガ

不安ヲ持ツテ居ルノデハナイカト思ハ
レル、故ニ何等カノ機會ニ於テ政府ハ
其ノ方針ヲ國民ニ示シテ、國民ガ安心
シテ自由預金ナリ何ナリヲシテ行ケル
ヤウニトノ希望ヲ述ベテ賛意ヲ表サレ
タノデアリマス、斯クシテ金融緊急措
置令外十一件ハ異議ナク全部承諾スベ
キモノト決シマシタ、是ニテ御報告ヲ
終リマス
○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發言
モナケレバ、是ヨリ採決ヲ致シマス、
十二件共、委員長報告通り承諾ヲ與フ
ルコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス
○議長(公爵徳川家正君) 日程第十
六、訴訟費用等臨時措置法の一部を改
正する法律案、政府提出、第一讀會ノ
續、委員長報告、委員長高木正爵
訴訟費用等臨時措置法の一部を改
正する法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年七月二十三日
委員長 子爵高木 正得
貴族院議長公爵徳川家正殿
○子爵高木正得君 只今議題トナリマ
シタ訴訟費用等臨時措置法の一部を改
正する法律案ノ委員會ニ於ケル審議ノ
經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、本法

律案ハ七月十日日程セラレマシテ、同日特別委員會ニ於キマシテ提案ノ理由ヲ大臣カラ御聽キ致シマシタ、其ノ理由ヲ少シ申述ベマスルト、本法案ハ民事刑事ノ訴訟費用及ビ執達吏ノ手數料等ノ増額セムトスル目的ヲ持ツテ居ルモノデゴザイマシテ、スカル費用及ビ手數料等ハ元來ソレハ民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及ビ執達吏手數料規則ノ下ニ規定セラレ、其ノ後ノ經濟情勢ノ變遷ニ應ジマシテ數次ノ改正ヲ經タモノデアリマスガ、最近デハ昭和十九年訴訟費用等臨時措置法トナリマシテ、戰時中ノ暫定の特例ト致シマシテ、増額ノ處置ガ執ラレタ次第デアリマス、然ル處、其ノ後二年間ノ經濟狀勢ノ變遷ハ甚ダシク、例ヲ日本銀行調ノ東京小賣物價指數ニ取ツテ見マシテモ、本年二月現在ノ物價ハ昭和十九年同期ニ比シ三倍強ノ騰貴ヲ示シテ居リマス、曩ノ暫定措置ニ依ル増加額ハ全ク現在ハ實情ニ副ハヌモノガゴザイマシテ、斯クテハ其ノ爲ニ民事ノ訴訟關係者ハ非常ニ重イ犧牲ヲ強ヒラレルコトニナリ、又執達吏ハ其ノ生活上非常ニ困窮ニ陥ツテ居ルノデアリマス、是ハ延イテハ民刑訴訟及ビ強制執行制度ノ圓滑ニ進行ヲ阻害シ、戰後經濟ノ復興ニモ支障ヲ來ス處ガアルノデアリマス、從ツテ政府ハ此ノ際暫定の是等ノ額ヲ増額シテ、現在ノ窮境ヲ打開スルノガ、本案ノ提出ノ理由デアリマス爲ニ質疑セホノ少々デアリマスガ、一委員カラ、豫納金制度ノ還付及ビ豫納金制度ノ負擔軽減ニ關スル質問ガゴザイマシタカラソレヲ御紹介致シマス、豫納金制度ノ還付ニ付

キマシテハ、其ノ還付ノ時期ガ延ビ延ビニナツテ當事者トシテハ非常ニ困ル、又豫納金制度ノ負擔軽減、詰リ日當デゴザイマストカ、旅費デゴザイマストカ、サウ云フモノヲ當事者ノ親類又ハ親シ友達等ノ證人ガ豫メ辯護士ヲ通ジマシテサウ云フ費用ハ自分トシテハ要ラナイ斯ウ云フ申出ガアツタ時ニ、辯護士カラ正當ナ手續ヲ以テ其ノ費用ノ豫納ノ必要トスル、斯ウ云フ届出ノアツタ場合ニハ、豫納金ヲ其ノ必要額ダケハ減ジルト、斯ウ云フ手續ガアリマスガ、現在ニ於テ是ハ一部行ハレテ居ルサウデアリマスガ、之ヲ一般のニ行ツテ欲シト云フ雙方共希望の質問デアリマシタ、之ニ對シマシテ政府ハ執レモ御趣意ニ副フヤウニ善處シタイ、斯ウ云フ簡單ナ答辯ガゴザイマシタ、又一委員カラ、執達吏ノ手數料ニ付キマシテノ御質問ガゴザイマシタガ、是ハ地方ニ依ツテ其ノ手數料ガ非常ニ違ヒマシテ、例ヘバ大阪、長崎デハ非常ニ執達吏一人ノ收入ガ多ウゴザイマスガ、東京デゴザイマストカ、名古屋デゴザイマス、非常ニ少クナツテ居リマス、サウ云フ點ニ付キマシテ、ドウシテ斯ウ云フ差ガアルノカト云フ御質問ニ付キマシテハ、實ハ手數料ハ其ノ地方々々ニ依ツテ違フノハ、是ハ強制執行進行カナイ事件ガ澤山アルノデ、其ノ關係差ガ出來ルノデアルケレドモ、大體ニ於テ年九百圓迄ハ政府デ以テ之ヲ保證スル、ソレ以上ノモノハ自分ノ働キデ出來ルト云フ決メガアルサウデゴザイマスガ、其ノ決メニ及バナイモノモ可ナリアルヤウニ存ジマス、從ツテ此ノ際斯ウ云フヤウニ手數料ノ値上ニ依ツテ幾分其ノ間

ノ調節ニナツテ居ルト云フ御答辯デゴザイマシタ、以上三ツガ大體此ノ法案ニ付テノ質疑デゴザイマシタガ、其ノ外チヨット此ノ法案ニ關聯致シマシテ二三質問ガアリマシタカラ、ソレヲ御紹介致シタイト存ジマス、其ノ一ツハ公證人、又調停委員ニ關スルモノデゴザイマシテ、之ノ大張リ手當トカ、旅費トカ、サウ云フモノハドウダ、斯ウ云フ御尋ガゴザイマシタガ、是ハ兩方共勅令デ出テ居ル關係上、公證人ノ方ハ既ニ三倍ノ増額ヲ致シ、調停委員ノ方ハ將來考慮致シテ居ル、斯ウ云フ御答辯ガゴザイマシタ、次ニ判檢事書記等ノ出張ニ關スル御質問デゴザイマシタ、是ハ所謂裁判出張ト申シマスガ、此ノ裁判出張ノ費用ガ行政出張ノ費用ト格段ノ差異ガアル、同ジ一國ノ官吏デアリナガラ、其ノ出張ノ際ニ差異ノアルノハドウシテモアルカト云フ御尋ガゴザイマシタガ、之ニ對シテハ政府委員ト致シマシテハ、裁判出張ノ方ハ補充費カラ支辨スルシ、行政出張ノ方ハ他ノ項目カラ出ス爲ニソレダケノ差ガアル、將來何トカ其ノ差ヲ少クシタイ、斯ウ云フ御答デゴザイマシタ、殊ニ大臣カラハ此ノ裁判官、判檢事書記等ノ生活改善ニ付テハ十分良クシテ行キタイ、又只今申ヒゲタヤウナ出張ニ關シテノ行政出張トシテ差ナシカモ十分同ジヤウニシテ行キタイト云フ御意見ヲ述ベラレマシタ、次ニ一委員カラ、衆議院ノ憲法改正案ノ審議ノ途中ニ於テ判檢事書記ノ俸給ニ關スル質疑應答ガアツタガ非常ニ結構ナコトデアルガ、司法大臣トシテドウ云フ考ヲ持ツテ居ラレルカ、殊ニ將來ノ具體的案ハ如何カ、斯ウ云フ御質問ニ對シマ

シテハ、司法大臣ハ、憲法改正案ニ於テハ裁判所ノ獨立性ニ鑑ミマシテ、裁判官ニハ相當ノ報酬ガ支給サルベキモノトサレテ居リマスガ、裁判官以外ノ司法職員ニ付テハ憲法草案デハ別ニ觸レラレテ居ナイノデ、之ニ付テハ一段ノ考慮ガ拂ハレナケレバナラナイト思フ、併シ目下ノ處自分トシテハ具體的ナ案ハアリマセヌガ、他方面トノ關係モアリ、大藏當局ト十分打合せシテ微力ナガラ將來格段ノ努力ヲ致シタイト云フ御答辯ガゴザイマシタ、質疑應答ハ只今ノ程度デ終リマシテ、次ニ討論ニ入りマシタ處ガ、別ニ御發言モナク、次イデ採決ニ入りマシタ處、全會一致ヲ以テ本案ハ可決スベキモノト議決致シマシタ、之ヲ以テ御報告ヲ終リマス

○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス

○子爵富小路隆直君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(公爵徳川家正君) 富小路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス

長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス

○子爵富小路隆直君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(公爵徳川家正君) 富小路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス、次會ノ議事日程ハ決定次第案報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日は是ニテ散會致シマス

午前十一時零分散會

定價 一部 七十錢

發行所 東京都麹町區大手町 印刷局

電話 丸の内三五二 圖書課 振替東京一九〇〇